

2017年
資料25

13番無所属・「革命21」の戸田です。

「議案第35号：門真市営住宅条例の一部改正について」で、
まず、

「2018年度から7つの市営住宅全てを指定管理にする」という方針を出している事について質疑します。

Q1：非常に唐突で、その必要性・切迫性についてこれまで何の説明も無かったので首を傾げざるを得ないが、それは一旦横に置くとして、

「新橋市営改良住宅」に関しては、「住民に耳を傾けてもらえる移転の条件・ビジョン提案作成の検討委員会」を立ち上げて対処しているもので、そういった経緯を踏まえた対応を取りようのない指定管理業者が住民と接する事になれば、これまでの信頼関係が台無しになり、たちまちに「移転問題での市との接触自体のボイコット」になるのは目に見えている。

「だから少なくとも新橋市営改良住宅に関しては、指定管理移行の対象からははずすべきだ」、という指摘を、私は議運での議案提示を受けて行なった。

それに対するまちづくり部の私への回答は、「指定管理業者は単純な建物の管理や補修業務や家賃回収を行なうだけで、移転検討委員会問題については全くタッチせず、移転検討委員会問題については従来通り市職員だけがタッチするので問題ない」、というものだった。

このように、「新橋市営改良住宅が指定管理に移行しても、指定管理業者は単純な建物の管理や補修業務や家賃回収を行なうだけで、移転検討委員会問題については全くタッチせず、移転検討委員会問題については従来通り市職員だけがタッチする」、という事が市の方針である事を、まずはこの本会議の答弁で明言してもらいたいが、どうか？

Q2：市からそういう回答を得た後に、私は新橋市営改良住宅の「住民の会」のある役員の方に出て、市の回答を伝えた。

しかしこの方の反応は、「現段階では私の個人的意見だけれども」という限定付きながら、

「たとえ建物の管理や補修などの単純業務を行なうだけ、であっても市当局以外の者が指定管理業者として関わるのならば、移転・検討委員会問題での市との対応は全てボイコットして、死ぬまでここに住み続けるだけだ」、

との厳しい意見を述べた。

もしもこういう意見が「住民の会」の役員会で採択される事になれば、その瞬間から、これまで市が積み重ねてきた検討委員会方式での努力は全て瓦解し、復旧不可能な事態になってしまうが、市はどう考えているのか？

ー2)「2018年度から新橋改良住宅を含めた7つの市営住宅全てを指定管理にする」という方針を「住民の会」に説明して、理解納得を得ているのか？

(「既に説明した」のであれば、いつ、どのような形で、どのように説明して、どのように理解納得を得たのか？)

ー3) もしも「まだ「住民の会」の理解納得を得ていない」とすれば、

来週早々の6/12(月)の総務建設委にこの議案を出す時に、

「新橋改良住宅については移転問題が解決するまでは指定管理の対象にしない」

という限定を明示した議案審議にしなければ、

6/12段階で「住民の会」と市との信頼関係崩壊ー検討委員会方式崩壊、となってしまうが、市はどう考えているのか？

次に「市営住宅条例改正」での「明渡請求要件の見直し」について質疑をします。

「市営住宅条例改正」での「明渡請求要件の見直し」とは、現状の規定をより緻密にするものだが、その土台は「現状の規定では不法占有を判定するのに不十分だ」、という事だ、と市は説明しているが、この説明はデタラメである。

この改訂の直接の背景は、「門真小学校ボランティア代表」という肩書を詐称して、「門真小の畑の存続要望」にかこつけて、宮本市長や緑風クラブ大倉議員らの意向にピッタリ寄り添って、昨年 11 月と今年月に市長や議会宛に要望署名を出した代表者「A」

(3月議会の私の質問ではこの男を「KT」と呼びましたが、市の調査報告では「A」と呼んでいるので、私も今後は「A」と呼ぶことにしますが、)

この「A」が、10 数年から 20 年近くに渡って、市営新橋改良住宅の一室を不法占有してきた事、即ち、守口市のマンションに居住しているのに新橋住宅を占有して、そこに住民票を置き続け、それを私に指摘されて、市が調査に乗り出さざるを得なかった事件である。

この事件については、私が 2 月から本格的に調査結果を出し、近隣住民の聞き取り結果も沿えて、3/9 本会議質問、3/17 文教委所管事項質問で厳しく追及した。

市は 3/9 本会議答弁で、「本人への 1 回目の聞き取り調査を行っており、引き続き事実関係を調査しているところ」だと答弁した。

・・・そういう事を踏まえて、以下に質疑する。

~~~~~

Q1：市は現状の明け渡し規定＝「他に住宅を取得し、生活の本拠を移したとき」の意味は、

「他に住宅を取得し、『かつ』、生活の本拠を移したとき」であり、

また、「他に住宅を取得し」とは

「分譲マンションや一戸建て等の持ち家を持つこと」に限定される、という事であるから、

本人供述において「娘の家に 2004 年から 13 年間も居住して、新橋住宅は郵便物受け取りに月 2～3 回来ただけ」と自認している「A」の場合でも、

(1)「娘のマンションに住み続けても、そこはAの持ち家でない」

(2)「新橋住宅は郵便物受け取りに月 2～3 回来ただけ」のと自認や、

2014 年 12/3～ 2017 年 3/26 の 2 年 4 ヶ月に渡って水道閉栓（水道停止）していた、

という客観事実から、「生活の本拠を守口市の娘のマンションに移していた」

場合でも、

(3)「他に持ち家を取得していた」「かつ」、生活の本拠を移したとき」に該当しないから、

「A」の 2004 年から 2017 年 3/26 の水道停止中の生活に至る期間は、現状の市営住宅条例の規定では、市営住宅の明け渡し請求の対象とならない、

と今でも本気で考えているのか？！

「生活の本拠が市営住宅に無くて守口市の娘のマンションで 10 数年間かそれ以上居住しているのに、そのマンションが自分の所有物でさえなければ、市営住宅の不法占有に当たらない」、

「市営住宅に居住実態が無くて、ほかに持ち家を持てさえいなければ市営住宅を出て行かなくてもよい」、などという理屈は、とんでもない話です。

市の財産であり、新橋改良住宅で言えば 60 倍もの倍率で、切実に入居を求めている多数の市民がいるのに、その市民の入居を排除して、ほかに住居を持っている人間に市営住宅の部屋を占有させてよい、というのが今までの条例条文の意味だと、本気で考えているのか？！

=====

## <再質疑>

青い紙に記入する  
2月よりとしてある

◎まず、「指定管理問題」の答弁に対する感想を述べますと、.....

◎次に市営住宅の明け渡し要件についての答弁についてですが、全く呆れたトンデモ解釈だと言わざるを得ない。  
「生活の本拠が市営住宅に無くて守口市の娘のマンションで10数年間かそれ以上居住しているのに、そのマンションが自分の所有物でさえなければ、市営住宅の不法占有に当たらない」、というわけですから。

そもそも市には、市営住宅の不法占有に厳正に対処しようという気持ちが全く感じられない。

不法占有男「A」の新橋住宅占有継続や住民票登録の違法継続を容認擁護する姿勢が見え見えた。

これでは、条例をうみつけしても、不法占拠6ヶ月以上で済まない。

「A」は、市の各部署からの聞き取り調査に対して、水道停止をしていた時期のおいても、3/27 から水道再開して、若干の居住実態を装い始めて以降も、

「なぜ住民票を新橋住宅の部屋に置いているか」の理由について、一貫して「門真小へのボランティア活動をするため」、と回答している事が、市の調査報告で明らかになっていますが、

これはまさしく「市営住宅の目的外使用」を自認したに他ならない！

市は「それは市営住宅の目的外使用であってダメですよ。ボランティア活動のためなら別途事務所かアパートを借りて下さい」、と指摘すべきなのに、そういう指摘は全く行っていない！（市の調査記録・議事録からそれは明白！）

そもそも本人釈明ですら「2004 年から現在に至る今でずっと、娘のマンションに住んできた」（実際には 2000 年頃からかもしれない）のだから、

「守口市の娘のマンション、というちゃんと住める住居」があるのだから、市営住宅の設置目的からして明白に、「Aを門真市の市営住宅の住民扱いしてはならない」のだ！

「Aを門真市の市営住宅の住民扱いしてよい場合」とは、「娘のマンションにもはや住めなくなった事情をA自身が客観的に証明する事が出来た場合」のみである。

そこで聞か、

Q2：市が現在の認識を根本的に改めて、市営住宅の不法占有を厳正に取り締まる姿勢に転じない限りは、今回の条例改訂で「明渡請求要件の見直し」をしたとしても、

「守口市の娘のマンション、というちゃんと住める住居を持つA」

「門真小へのボランティア活動のために新橋住宅の部屋を占有し続けるA」

について、

「明渡請求の対象とする」事は出来ないままになるはずだが、どうか？

「A」が月に何回か新橋住宅の部屋を使う形さえ取れば、

「30日以上の不使用」に該当しないし、

「共同の利益に著しく反する行為」でも、

「他に住宅を取得等したとき」でもなく、

「他に生活の本拠を移したとき」にも

該当しない、という判断を、今の市の姿勢ではするに違いないとしか思えないが、どうか？！

Q3：市営住宅で不法占有を許さず、適正に管理をする事は、市当局全体の責任であり、直接の責任部署は「まちづくり部」にある事は言うまでもない。

しかしまちづくり部は、私が3月議会の3/17 文教委頃に、  
Aが新橋住宅を「生活の本拠にしているか否か」、「新橋住宅に居住実態を持つか否か」を過去からも遡って判定  
するのに最も有益で、市が所有する唯一のデータとして、「Aの居室の月ごとの水道使用量」を調べる事を提起し、  
まちづくり部としてもそれを調べる事に何ら異議を唱えなかったにも拘わらず、  
実際には水道使用量データを、市の「4/28 判定」に全く反映させなかった。

そして市は、5/15 になって私に対する「4/28 判定」をした時に、「近隣住民への聞き取り調査は全くしなかつ  
たし、今後とも必要とは思わない」、と説明したし、

水道使用量については、市民生活部の山田次長が、6/2 になって初めて、「個人のプライバシーに関わる情報だ  
から、市民生活部としてそのデータを上下水道局に請求しない事を決めた」、と説明した。

私が、3月議会時期に「市営住宅の不法占有疑惑」としてまちづくり部に調査とデータ請求した案件にも拘わら  
ず、まちづくり部の責任をすっ飛ばして2ヶ月半も経ってから市民生活部がこんなデタラメな対応を取ってきた。

しかも「水道のデータを上下水道局に求めない事が、いつ・どのように決まったのかの経緯を出せ」と市民生活  
部の山田次長に求めたら、「5/15 に戸田議員から言われてから市民生活部で協議して決めた」、という、これまで  
の経緯を全く無視したデタラメ回答を出してきた始末である。

その中では「月ごとの水道使用量のデータは住居の転出日を確定するものではない」という言い方で、「居住実  
態があるか否かの推定が出来る重要なデータである」事を誤魔化す詭弁まで弄している。

そこで質疑するが、

- (1) 「明け渡し請求要件の規定」を今回のように改正しても、市は不法占有疑惑が通報された者について、  
「近隣住民の聞き取り」も「水道使用量の調査」もせず、  
「A」に対するように、本人からのみの聞き取りと若干の室内観察と外観観察だけですますつもりか？  
その程度の調査で、確信的意図的な不法占有者を摘発出来ると考える理由は何か？

(2) 市は私に対して、

「月ごとの水道使用量を調べると、いつ何回トイレを使ったとかお風呂を使ったとかのプライバシーに触れる事  
になる」

という、奇妙奇天烈な説明をしたが、

水道メーターは一部屋全体の使用量を示すだけなのに、それを1月単位でいくら使ったかを調べる事が、なぜ、  
トイレやお風呂をどう使ったかなどのプライバシーに触れる 事になるのか、説明してもらいたい。

(3) まちづくり部は、3月議会時期には、「A」の水道使用量を調査する事について、

それが「居住実態があるか否か」を推定する重要で有意義な調査である事について、たしかに同意していた。

それなのに、その判断が、いつどのように変わっていったのか、

まちづくり部として答弁されたい。

-----  
以上で質疑を終わりますが、市の答弁を受ける前に一言追加しておきたい。

市の答弁内容は、昨日の答弁協議で既に確認済みであって、その内容は全くロクでもないものです。

しかし門真市議会では「本会議では再質問再質疑は1回だけ」、という事が議員の多数派によって昔に決められ  
たまま、変えられていないため、私はそういうロクでもない再答弁を受けても、それに突っ込んだ再々質疑をする  
事ができません。

市がこの後で行なう詭弁的答弁の鍵は、現行条例条文のトンデモ解釈によって、「ほかに居住の本拠が」あつて  
も、それが自分の持ち家持ちマンションでさえなければ、市営住宅の明け渡し対象にならないから、詳しい調査を  
する必要が無かった、「居住実態の無い市営住宅に住民票を置き続けても、それは市営住宅の管理とは関係ないか

ら咎めない」、というんでもない屁理屈です。

さらに、「A」の不法占有問題について私が3月議会で厳しく取り上げ、市が「調査しているところだ」と答弁している一方で、実は2月段階で「水道の使用量については調査しない」という事を決定していたこと、しかもこの2月の事実を、質問議員である私に対して、6/9 本日の答弁原稿を出すまでは一切隠していたのです！

これほど議員と議会を愚弄した話はあるでしょうか！？

この事を、特に総務建設委所属の議員のみなさんは、念頭に置いて市の答弁を聞き、来週月曜日の総務建設委での審議に活用していただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。